

各発注機関の長あて

国土交通事務次官

平成21年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

先般、政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において、「経済危機対策」が決定され、このうち雇用対策、金融対策、低炭素革命、底力発揮・21世紀型インフラ整備、地域活性化等、安全・安心確保等の緊急性や政策効果の高い施策を実施するための「平成21年度補正予算」が5月29日に成立し、所要の予算が追加されたところである。

平成21年度国土交通省所管事業の執行については、既に平成21年3月31日付け国会公第195号により種々御配慮をお願いしているところであるが、補正予算による追加事業を含めた今後の所管事業の執行に当たっては、前記通達によるほか、下記の事項に十分留意の上、引き続き適正な事業の実施を図られたく、命により通達する。

(官庁営繕部、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会事務局)

なお、これに伴い、事業の実施に当たる職員の健康管理についても十分留意されたい。

記

1. 平成21年度当初予算に係る所管事業について、積極的な施行に努めるとともに、平成21年度補正予算による追加事業についても、早期かつ着実に実施すること。
2. 入札・契約手続を早期かつ適正に行うため、総合評価落札方式における提出資料の簡素化等により、可能な限り一般競争入札方式等の手続に要する期間の短縮に努めるとともに、工事の種類、現場条件等を考慮した概算数量発注や詳細設計付工事発注の積極的活用等により、引き続き事務の改善及び効率化に努めること。

3. 工事の発注に当たっては、平成21年4月の低入札価格調査基準価格の引き上げを含めたダンピング受注の防止徹底や不調・不落対策等による適正価格での契約を推進しつつ、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等を推進すること。

また、地域建設業経営強化融資制度等に関する債権譲渡承認事務の迅速化、工事検査及び支払事務の迅速化に努めるとともに、下請業者に対する請負代金の金額の設定及びその支払が適正に行われるよう、「建設業法」（昭和24年法律第100号）等の関係規定の遵守を請負業者に徹底すること。

4. 政府においては、近日中に「平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定する予定であるので、その趣旨を踏まえ、引き続き適切な発注ロットの設定、分離・分割発注等により中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

国会公第21号-2
平成21年5月29日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市の長 殿

国土交通事務次官

平成21年度第補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

標記について、別添のとおり地方支分部局、関係独立行政法人等に通達したところですので、参考までに送付します。

(都道府県)

なお、貴管内関係市町村等に対しても、周知方お願いします。